

削減は「最高裁判決のせい」に応える

働く者の全体の労働条件底上げを

J P 労組は全国大会で、夏冬の有給休暇を期間雇用社員に1日与える一方、正社員は3日から1日に減らす会社提案を受け入れることを決めました。

格差是正を

求めた裁判

今回のことで職場には「郵政20条裁判があつたからで、裁判が起これなければこのようなことはなかった」というのがあります。このような声は残念ですが、ここでそれに応えます。

労働契約法20条は「雇用期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」としています。それに基づいて郵政ユニオンは改善を求めました。これを会社は「要求には応じられない」としたために2014年に裁判を起こしたのです。地裁、高裁に勝利し、最高裁も私たちの主張を認めました。

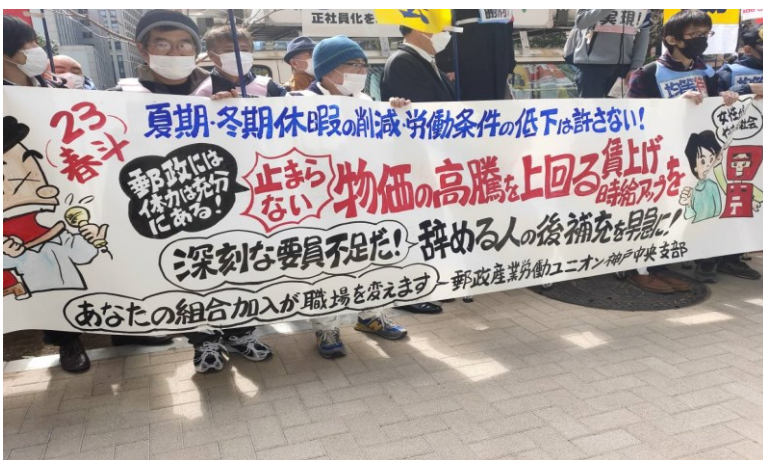
私たちが裁判を起こしたこと、で非正規社員の年始手当、有給の病気休暇、扶養手当の支給等がされるようになりました。裁

判を起こさなければ会社は何もなかったのです。

判決に従わない

会社が問題

ここで考えてほしいのが最高裁判決にふまえた改善をしようとならない会社、それに同調しているJ P 労組の姿勢です。しかも、今まであつた正社員の権利を削減して、下に合わせようとするの



は政府の均等待遇の考え方にも反しているものであり、許してはなりません。

労働組合は職場の要求に基づいて労働者全体の生活と権利向上に向けてたかたかいていくものです。そうした運動を展開している郵政ユニオンが今ほど求められているときはありません。共に頑張っていきましょう。

通常国会では

悪法が次々

通常国会が終わりました。終わつてみたら戦後の政権で最悪の法案が決められたことに驚きます。「敵基地攻撃能力」保有で大軍拡、人権無視の入管法改悪、原発企業の利益を優先させる「原発推進法」、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへの切り替え等、どれもが大変な内容です。これを推進した自民、公明、維新、国民民主の責任は重大です。国民の声が通る国会にしていくために、これらの政党に衆議院選で厳しい審判を。